2026 年 3 月 11 日

各 位

株式会社 福 邦 銀 行

福井銀行と福邦銀行の合併に伴う銀行取引約定書の取扱い等について

平素より福邦銀行をご利用いただき誠にありがとうございます。
福井銀行と福邦銀行の合併に伴い、銀行取引約定書の取扱いについて、お知らせいたします。

記

1. 既存の銀行取引約定書の有無による取扱い

（１） 福井銀行と福邦銀行の両行で銀行取引約定書を締結している場合
合併後に実行したご融資については福井銀行の銀行取引約定書を適用します。
合併前に福邦銀行で実行したご融資については引続き福邦銀行で締結した銀行取引約定書に従います。

（２） 福井銀行と福邦銀行のいずれか一方で銀行取引約定書を締結している場合
合併後も引き続き、既に締結している銀行取引約定書を適用します。

（３） 福井銀行と福邦銀行のいずれも銀行取引約定書を締結していない場合
新規のご融資の際、必要に応じてご案内させていただきます。

2. 遅延損害金利率について

福邦銀行で締結した銀行取引約定書、当座勘定貸越約定書（以下原契約という）においては、遅延損害金利率として 14.6%を適用しておりましたが、合併後に新たに実行する（手形貸付の書替、融資当座貸越の継続を含む）ご融資の遅延損害金利率は、原契約の記載にかかわらず、福井銀行における遅延損害金利率である 14.0%を適用します。（個別の契約書で別途定めた場合を除きます。）
なお、合併前に福邦銀行で実行したご融資の遅延損害金利率については、引き続き 14.6%となります。

3. 合併に伴う手続き

本件に関し、特段のお手続きは必要ございません。

ご不明点がございましたら、お気軽に窓口までお問い合わせください。
今後とも、福井銀行グループをご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

以 上